



五戸町地域包括 **地域ハツラツ** 支援センター

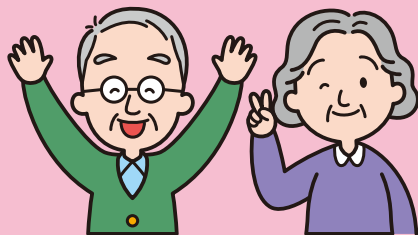


地域包括支援センターは、みなさまの元気を支えます

高齢者のみなさまがいつまでも健康で元気に住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、保健や福祉、医療などさまざまな面から支援をしています。

～地域包括支援センターはこんなことを行っています～

●介護予防を推進します



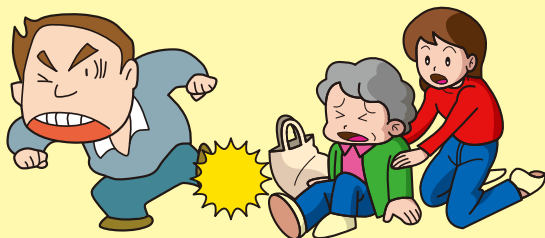
要介護認定で要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれのある方への支援を行います。
(介護予防ケアプランの作成など)

●さまざまな相談に対応します



介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

●高齢者の権利を守ります



認知症などで判断能力の低下している方の支援のほか、高齢者の虐待防止や早期発見・対応、消費者被害などの発見と防止に取組みます。

●適切なサービスを提供できるように支援します



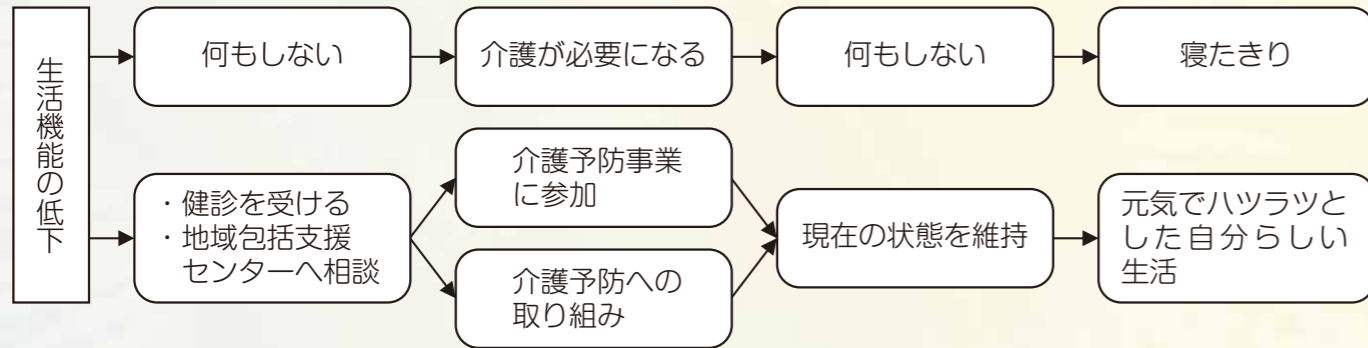
ケアマネジャーへの支援や助言、主治医や地域の関係機関との連携などを行い、充実したサービスが提供できるように支援します。

地域包括支援センターは高齢者の安定した生活を支援する総合機関です

地域包括支援センターの職員は、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職です。これらの専門職が連携して、高齢者を支援します。

●介護予防を推進します

みなさまの現在の状態に合わせた介護予防を行うことで、いつまでも元気でハツラツと自分らしい生活を続けていくことができます。 H22.8.6より「特定高齢者」の名称が「二次予防事業の対象者」に変更



●自分に介護予防が必要かどうか判断するにはどうしたらいいの？

介護予防が必要か総合的に判断するためには、毎年町で実施している「特定健診」または「健康診査」を受ける方法と、生活機能評価を単独で受ける方法があります。

●健診の結果、生活機能の低下が見つかったら・・・

生活機能の低下が見つかった方（特定高齢者）は、五戸町地域包括センターと一緒に介護予防のためのケアプラン（計画）を作り、介護予防事業等の利用で生活機能の維持・向上に努めます。

五戸町の介護予防事業

町では特定高齢者（健診等で生活機能の低下が見つかった方）と地域の元気な高齢者を対象に介護予防事業を行っています。

○特定高齢者に対する介護予防事業

運動コツコツ教室
看護師や介護予防運動指導員等が実技と講話による集団指導や個別指導を行います。週1回開催し全12回で修了します。

口腔ハツラツ教室
歯科衛生士が主になり講話と実技を行います。集団指導と個別指導を行います。月1回開催し全4回で修了します。年に2回実施します。

栄養パクパク教室
栄養士が主になり個別相談と試食分を調理します。月1回開催し全6回で修了します。

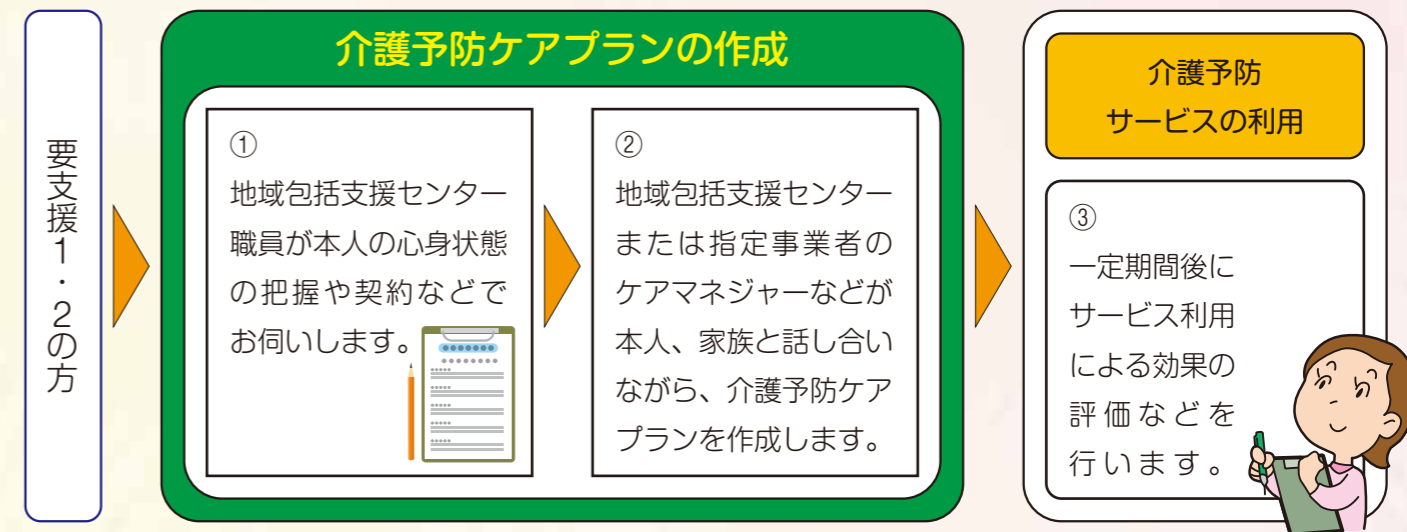
○地域の元気な高齢者に対する介護予防事業

地域型転倒骨折予防教室（トコトコ教室）
転ばない・転んでもけがをしない生活を送るための、月1回の体操教室です。参加費は無料で、会場まで歩いてこれない方には、送迎も行います。

傾聴ボランティア（かだる会）活動
人の集まる所は苦手だけど、家に来てくれるならという方のお宅に月1回訪問します。利用料は無料で、いろいろな話を気軽にできる話し相手になります。

要介護認定で要支援1・2と認定された方は

要介護認定申請を行い、要支援1・2と認定された方については、介護保険法での介護予防サービスが受けられます。介護予防サービスを利用するためには、介護予防ケアプランの作成が必要です。



●さまざまな相談に対応します ~困ったときはご相談ください~

高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民の方などからの相談に主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が対応します。

■高齢者の生活に関する相談

例えば

- ・ひとり暮らしで不安、安心して暮らせる方法はないか
- ・最近、でかけることが面倒で家に閉じこもりがちだ
- ・体調が悪くて食事の支度や買い物ができない。
- ・近所の高齢者が困っているようだ



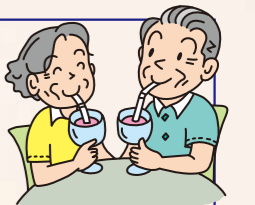
■介護サービス利用について

■介護に関する相談

■介護を行う家族の悩み相談

例えば

- ・介護の方法や仕方がわからない
- ・本人が介護サービスを利用してくれない
- ・介護に対して協力者、理解者がいない
- ・介護に疲れてしまった



ご相談はどなたでも！

高齢者本人からだけでなく、家族、近所の人などからも、高齢者に関する相談を受け付けています。また、電話での相談もできますので、緊急のときや家を空けられないときなどでも、お気軽にご相談ください。



■認知症に関する相談

例えば

- ・認知症の人が家族にいて、これからどうしたらよいか分からない
- ・将来、認知症になってしまった場合の金銭管理などに不安がある

●高齢者の権利を守ります

①悪質な訪問販売等による被害を防止します

悪質な訪問販売や振り込め詐欺など高齢者が被害にあう事件が増えています。地域包括支援センターでは、消費生活センターや行政などと連携して対応します。

②認知症などで判断能力の低下している方を支援します

地域包括支援センターでは、認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安がある方に対して、成年後見制度などの活用を支援します。



成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方に対して代理人の選任などの支援を行う制度です。

③高齢者の尊厳を守りましょう（高齢者虐待の防止）

高齢者虐待は、家族間のトラブルや介護負担の増大、認知症などさまざまな原因から起きます。地域の中で、心配な高齢者や介護者がいたときは、地域包括支援センターへご相談ください。介護、福祉、医療などのサービス利用や他の関係機関と協力して、高齢者の権利を守ります。



●適切なサービスを提供できるように支援します

ケアマネジャーは、こんな仕事をしています



見えないところで、みなさんを支えています



地域のネットワークづくりに努めています

いつでもみなさまを見守っています

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさまへの直接の支援だけではなく、みなさまを支えるケアマネジャーの支援もしています。地域包括支援センターには、一定の研修を終了した主任ケアマネジャーがいて、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政その他の関係機関との連携体制づくりを進めています。

また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導をして、質の高い支援の提供に努めています。

問い合わせ先 五戸町地域包括支援センター

所在地：五戸町字古館21番地1 五戸町役場介護保険課内

電話：0178-62-2111

FAX：0178-62-6317